

一 花村家と本郷村について

○花村家…羽栗郡本郷村の庄屋を務めた家。近世く近代文書三〇〇〇点余を伝来。

○羽栗郡本郷村（現羽島市福寿町本郷）…桑原輪中のうち。元和五年（一六一九）から尾張藩領。村高は四九九石余。知行主（給人）は尾張藩重臣・横井氏（本拠は尾張国丹羽郡赤目村Ⅱ現愛西市赤目町）。東は竹ヶ鼻村、南は浅平村、平方村、北は間島村、西は長良川を限る。本郷湊あり。

○桑原輪中…羽島市南半部。木曾・長良・逆川が境。幕府領、尾張藩領、旗本領あり。

二 テキストについて

花村家が作成・保管した庄屋文書の一つ、『宝暦拾三年（一七六三）癸未年中諸事書上ヶ控并留書共』（羽栗郡本郷村）から、渡船に関する御定書の扱い、水運の運上金、五か村による御定納米見立願、朝鮮通信使通行の手伝いの史料を取り上げた。

三 史料読み下し、語句解説（用語・言い回し）

【史料一 読み下し】

御船御役所へ庄屋罷り出候よう、仰せ渡しせられ候につき、今日罷り出候ところ、長良川通当村自分渡し舟の儀につき、御定書お渡し成され候につき、頂戴仕り罷り帰り申し候、これに依り、お達し申し上げ候、以上

当村渡船乗人数御定書、御船方御役所より下し置かれ候につき、右の通り書付を以てお達し申し上げ候、ならびに御定書写しとも、郡御役所へ差し上げ申し候、就いては頭百姓中立ち会い、右御定書読み聞かせ、船人どもへきつと申し付け候、

【史料一 語句】

○口上之覚…口上は口頭で伝えること。覚は記憶のために書いておく文書。

○御船御役所…尾張藩の船奉行の役所。熱田の宮宿におかれ、船舶の取締にあたった。

○罷出（まかりで）…「罷る」は来る、行くの謙譲語。参上する。

○当村自分渡舟…渡舟（渡船）は渡し場で人馬・貨物などを渡す船。長良川対岸の森部村への渡しがあつた。「自分」は本郷村が自前で渡船を運営していることをさす。

○儀…ことがら。わけ。ゝのこと。

○御定書…法令・規則を記したもの。ここでは「渡船乗人数」の取り決め。

○頂戴仕（ちようだいつかまつり）…もらう、するの謙譲語。（役所から）いただき。

○罷帰（まかりかえり）…役所から帰ることの謙譲表現。○申…するの謙譲語。

○御達し…（村から役所へ）お伝えする。達しは主として官から告げ知らせること。

○未（ひつじ）…干支の一つ。ここでは宝暦十三年をさす。

○羽栗郡…明治三十年、羽島郡の一部。昭和二十九年、南部に羽島市成立。

○郡御奉行所…郡（こおり）奉行は尾張藩の地方役所。郡の代官を統括し、庶政をつかさどった。○書付…要件を書いた紙片、文書。

○頭（かしら）百姓…上位の家格をもつ農民。とくに美濃国では脇百姓・下百姓との身分差別がきびしかった。○急度（きつと）…屹度とも。嚴重に。しっかりと。

○船人（ふなびと）…渡船の船頭。○渡守（わたしもり）…渡船の船頭。当該文書は口上之覚の写しを添え、庄屋から渡守（船人）二名へ宛てたものと考えられる。

【史料一 補足】

本郷村の自分渡船に関する御定書は、宝暦十二年十二月付で船奉行所から出された。一艘の乗人数を二十六人に制限するもので、文中、「船不相応に大勢乗り込み候ゆえ、怪我等もこれ有る旨相聞こえ候」とあることから、本郷村から船奉行所へ、乗人数をめぐる事故の報告があり、それを受けて御定書が作成されたことがわかる。庄屋は写しを郡奉行所に提出するとともに、頭百姓らを立ち会わせ、渡守に徹底した。

【史料二 読み下し】

墨俣・森部川 祖父江村川口より中村川口まで、森部村北枝川・北今ヶ渚村境 一か

年に御運上金二両二分 但し当末三月四日より来る子三月四日まで五か年限り
右上納金、毎年四月十日上納 右の通り落札に仰せ付けせられ下さるべく候、以上

【史料二 語句】

○墨俣・森部川…墨俣く森部あたりの長良川。 ○祖父江村川口く北今ヶ渚境…長良川筋の運送における本郷村の活動範囲をさす。 ○祖父江村…本巢郡最南端。尾張藩領。長良川右岸、天王川・五六川・犀川の合流点に位置。安八郡墨俣に隣接。
○中村…中島郡内、桑原輪中の内。長良川左岸。幕府領。 ○森部村…安八郡の内。長良川右岸。森部輪中の中枢。尾張藩領。 ○北今ヶ渚…安八郡の内。長良川・揖斐川にはさまれた低地に位置。尾張藩領。 ○御運上金…雑税の一つ。ここでは長良川の水運運送にかかる営業税。 ○当末…今年末年（宝暦十三年・一七六三） ○来ル子…来る子年（明和五年・一七六八） ○上納金…御運上金をさす。 ○落札…競争入札の結果、目的物、権利を手に入れること。「落札に仰せ付け」は役所に入札結果を認めてもらうことをさす。 ○御国方御役所…国方役所は尾張藩の地方行政にあたる国奉行の役所。国奉行の下に郡奉行が置かれた。

【史料二 補足】

本郷村は長良川の渡船や水運で重要な役割を果たしていた。当該資料から、水運にかかる税額が村からの報告を受けて定められたことがわかる。

【史料三 読み下し】

恐れながら願ひ上げ奉り候御事（おんこと）

（中略）右は、横井伊折助請控御定納場にてござ候ところ、当夏旱損またはたびたび出水にて、立毛大痛仕り、御定納あい勤めがたく存じ奉り候あいだ、当年の儀は、何とぞ「お見立成し下され候よう願ひ上げ奉り候、以上」「右書上げ申し候分、お見立てに成し下され候ようと、先達て願書差し上げ候ところ、あい叶い申さざる由、願書お戻しあそばされ、甚だもって難儀迷惑仕り候、勿論、それぞれ百姓方へ申し談じ候

ところ、全体困窮の上、右の通り旱水両難にて、取り入れ相違仕り候ては、何分御納所力及び難く候あいだ、憚りながら幾重もお見立て願ひ奉るはず候ようと、挙げて申し聞かせ候つき、恐れながら重々願ひ申し上げ候、哀お慈悲厚く願の通り、仰せ付けられ下し置かれ候はば、有難く存じ奉るべく候、以上」

※「」は最初の願書の文面。「」は二度目の願書の文面

【史料三 語句】

○乍恐奉願上候御事（おそれながら願ひ上げたてまつりそうろうおんこと）…願書の題。領主を恐れ敬って願ひ出る表現。「奉」は「し申し上げる」。「候（そうろう）」は「あり」の謙譲・丁寧語。 ○一（ひとつ）…（物を列举する場合に）一項。

○町反畝歩…土地面積の単位。歩（ぶ）は六尺平方。一坪に同じ。一畝は三十歩、一反は十畝、一町は十反（約九九・一七アール）。 ○石斗升合…容積の単位。

○中嶋（島）郡…美濃国南西部。もとは尾張国であつたが、織豊期の大洪水による河道変更により羽栗郡とともに美濃に所属。明治三十年、羽島郡の一部となる。

○御定納米…定額の年貢。「納米」は納入する米。年貢米。

○船橋村・本郷村・間嶋村・狐穴村・飯柄村…尾張藩領（横井氏知行地あり）。

○御見取所…見取は毎年坪刈りして納米高を定めること。 ○メ（しめ）…締め。

○横井伊折助御請控…横井伊折助の知行地として尾張藩から与えられた土地。

○旱損…日照りによる田畑の損害。 ○出水…洪水による被害。 ○立毛大痛…農作物の大損害をさす。

○間（あいだ）…くゆえ。くから。くので。 ○御見立…見分（検

分）に同じ。秋に役人が立ち会って現地を検査すること。 ○先達而（せんだつて）…

さきごろ。このあいだ。 ○由（よし）…ことがらの内容。事情。次第。 ○被遊（あ

そばされ）…「遊ぶす」は「する」の尊敬語。なさる。 ○難義迷惑…難義は難儀に同

じ。苦しむこと。迷惑も困り苦しむこと。 ○全体…もともと。元来。

○旱水両難…旱害と水害。 ○取入相違…収穫が予定と異なること。 ○何分…どうも。何といつても。 ○御納所（なつしよ）…年貢などを納めるところ。また、納める

こと。 ○憚りながら…恐れ多い次第だが。 ○幾重も…幾重にも。 くりかえし。 ひたすら。 ○筈(はず)…約束。 予定。 ○挙げて…残らず。 すべて。 ○哀(あい)…あわれむこと。 かわいそうなこと。 ○朝比奈代助…尾張藩の役人。 未詳。

【史料三 補足】

尾張藩の重臣横井氏の知行地五か村が、旱損・水損を理由に連名で定納米の見立(検分)を求めたが、願書を差し戻されたため、急ぎ再度提出した願書の控である。 元の願書(庄屋の押印あり)に反古紙を貼り足し、窮状を訴える文章を書き加えたもので、文字も乱れている(役所へは清書を提出)。 旱損・水損をめぐる歎願が他村からもあったとすれば、領主側にとって対応の難しい事態であったと考えられる。

【史料四 読み下し】

恐れながら口上の覚 (中略) 今般、朝鮮人来朝につき、起宿へ給仕仰せ付けせられ、畏み奉り候、右の通り罷り出、あい勤め申し候、そのため、書付をもつて申し上げ候、以上

【史料四 語句】

○給仕…そば近く控えて雑用をすること。 食事の席で飲食の世話をすること。 ここで
は前者。 ○朝鮮人来朝…明和元年(一七六四)二月二十七日、朝鮮通信使、將軍徳川家治に謁見。 なお、明和元年三月、朝鮮人帰国に際しても給仕人差出の命令があり、口上覚の記録がある。 ○起宿(おこしじゆく)…美濃路七か宿の一つ。 將軍と朝鮮通信使の通行に際しては船端が架設された。 ○奉畏(かしこみたてまつり)…つつしんで承り申し上げる。 ○右村…前出の羽栗郡本郷村。

【史料四 補足】

江戸時代、朝鮮通信使の来朝は、慶長十二年(一六〇七)から文化八年(一八一二)まで十二回に及んだ。 最後の通信使は対馬での交聘にとどまったため、江戸まで往復し美濃路を通行した通信使は当該史料のものが最後となった。

【参考…原史料の表紙】

